

国 保**国民健康保険税****年 金****納税通知書を発送します**

国民健康保険税は、加入者の負担能力に応じて課税され、病気やけがの医療費支払いに充てる大切な財源です。

今年度の税額は、平成24年中の所得を基に算定され、基礎課税分と後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分の合計額となっています。基礎課税分と後期高齢者支援金等課税分は全加入者が、介護納付金課税分は40～64歳の加入者が課税対象です。

納税通知書・税額決定通知書を発送

納付書や口座振替で納付している世帯主には、納税通知書を7月12日(金)に発送します。年金から直接引き落とす特別徴収で納付している世帯主には、税額決定通知書を7月19日(金)に発送します。希望する場合は申し出により口座振替で納付することもできます。申し出の時期により納付方法の切り替え時期が異なるので、くわしくは保険年金課へ問い合わせてください。

国民健康保険税の税率が改正

年々増加している医療給付費に対応するため、平成25年度から国民健康保険税の税率が改正されました。くわしくは納税通知書・税額決定通知書に同封しているお知らせをご覧ください。皆様のご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。納税の相談は納税課(☎20-1519)へ。



国民健康保険税の軽減

前年中の所得が一定額以下の世帯に、均等割額と平等割額の軽減制度があります。世帯主と加入世帯員(所得申告を要する人)全員が、住民税などの所得申告をしていない場合は、軽減の適用を受けることができませんので、速やかに申告してください。

- 7割軽減…前年中の合計所得(世帯主と加入世帯員全員の所得)が、33万円以下の世帯
- 5割軽減…前年中の合計所得が、24万5,000円×世帯主以外の加入世帯員数+33万円で算出した額以下の世帯
- 2割軽減…前年中の合計所得が、35万円×加入世帯員数+33万円で算出した額以下の世帯

災害などの特別な事情により生活が著しく困難なときは、分割納付や減免を受けられる場合があります。

**国民年金保険料の免除制度**

納付が困難な場合は申請を

平成25年度の国民年金保険料は月額1万5,040円です。将来年金を受け取るためには、保険料を一定期間きちんと納める必要があります。しかし、経済的な理由で納付が困難な場合は、申請をすることにより保険料の全額免除や一部免除を受けることができます。

- 全額免除…保険料の全額が免除
- 4分の1納付…保険料の4分の3が免除
- 2分の1納付…保険料の2分の1が免除
- 4分の3納付…保険料の4分の1が免除

免除制度を利用するには、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が、それぞれ一定額以下であることが必要です。承認期間は、平成25年7月分～26年6月分です(平成24年7月分～25年6月分の免除を受けるには7月中の申請が必要)。現在、給付されている国民年金の2分の1は国の負担で賄われています。そのため全額免除の期間があっても、受け取る年金に

は国の負担に相当する額が算入されます。保険料の免除や猶予を受けず、未納のまま放置すると将来の基礎年金やいざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金などが受けられない場合があります。一部納付制度を利用しても納めるべき一部保険料に未納があれば無効となり、受給資格期間と年金額に算入されませんので注意してください。

そのほかの免除制度

- 若年者納付猶予制度…30歳未満の人が対象(本人・配偶者の所得審査あり。年金額を計算する際には、この期間は算入されません)
- 学生納付特例制度…学生が対象(所得審査あり。年金額を計算する際には、この期間は算入されません)
- 法定免除…障害年金や生活保護を受けている人が対象(年金額を計算する際には、国の負担に相当する額が算入されます)

※くわしくは、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)または保険年金課(☎20-1547)へ。